

問1 企業全体の障害者雇用状況等関係

Q1 3. 企業全体の常用雇用労働者数の「常用雇用労働者数」とは

A1 障害者の雇用の促進等に関する法律では、「障害者雇用率制度」を定めています。具体的には、常用雇用労働者数が40.0人以上の規模の事業主に対して、雇用する労働者の一定割合（2.5％）以上の障害者を雇用することを義務づけられています。

障害者雇用状況報告書（いわゆる61報告）の提出義務のある企業は、労働局（ハローワーク）へ提出した、令和6年度障害者雇用状況報告書で報告した常用雇用労働者数の数値を記載してください。

【定義】

常用雇用労働者数：雇用契約の形式いかんを問わず、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、1年を越えて雇用される者（見込みを含む）をいいます。

短時間労働者数：常用雇用労働者数のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

【常用雇用労働者数のカウント（計算）の例】

1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者の数（1カウント換算）：90人

1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者（0.5カウント換算）：10人

$$90 + (10 \text{ 人} \times 0.5) = \underline{95 \text{ 人}} \text{（常用雇用労働者数）}$$

なお、常用雇用労働者数が不明な場合は、問Ⅰ設問の下部に、不明な場合に実人数を記載したく箇所を設けておりますので、そちらに、実人数を記載してください。

問Ⅱ-6 雇用している障害者の障害種別等設問関係

Q1 いつ時点の雇用している障害者を記載しますか

A1 （2ページの最上段に記載しているとおり、）令和6年6月1日現在の雇用している障害者を記載してください。

Q2 2つ以上の障害ある労働者は、どのように回答すればよろしいですか

A2 2つ以上の障害がある労働者については、いずれか一方の障害（主たる障害）についてのみ記載してください。なお、いずれか一方の障害（主たる障害）とは、当該労働者にとって、最も職業生活に相当の制限を与え、又は職業生活を営むことを著しく困難なものとしている障害を指します。

問Ⅱ－７ 令和４年６月２日～令和６年６月１日までに（新たに）雇用した障害者の障害種別等設問関係

Ｑ１ 過去２年間で障害者雇用状況報告（いわゆる６１報告）に記載しなかった人も含めるか

Ａ１ 含めて記載をお願いします。

Ｑ２ 途中で勤務時間が変更になった人はそれぞれに加算しますか

Ａ２ 重複して加算せず、最新の勤務時間で加算してください。なお、令和６年６月２日以降に勤務時間を変更した方がいる場合は、その方については、令和６年６月１日時点での勤務時間を記載してください。

Ｑ３ 令和４年６月２日より以前に新規に雇用した障害のある方も人数に含めるか

Ａ３ 問Ⅱ－７では、令和４年６月２日～令和６年６月１日までの期間で新規に雇用した障害のある方の実人数をお聞きし、問Ⅱ－８でその定着状況を確認する意図で作成しております。従って、令和４年６月２日以前に新規雇用した方は、人数に含めないようお願いいたします。

※最新のデータ回答版の調査票では、

「令和４年６月２日～令和６年６月１日までに新たに雇用した障害者の障害種別等」と「新たに」と修正させていただきました。

問Ⅱ－１２ 利用したり、協力を求めたりする関係機関(支援)の有無について

Ｑ１ 一度でも利用した実績があれば、「ある」で回答すればよいのか。

Ａ１ 「ある」で回答をお願いします。

Ｑ２ 回答方法が分かり難い。

Ａ２ 回答方法が分かり難く申し訳ございません。下記の例を参考に回答をお願いいたします。

例 「募集前、募集時、採用時」には、利用、協力がなく、「雇用継続、職場定着時(職場復帰含む)」は、利用、協力がある場合。

協力する関係機関は、「１ 公共職業安定所(ハローワーク)」、「４ (静岡県)ジョブコーチ」、「５ (高齢・障害者・求職者支援機構)静岡障害者職業センター」の３機関

問Ⅲの続き		6 / 8 ページ					
12. 利用したり、協力を求めたりする関係機関(支援)の有無 ※それぞれ、「ない」か「ある」を選んでください。	ない	ある	「ある」を選んだ場合、あわせて、利用したり、協力を求める機関(支援)を、表１から選んで下記の空欄に番号を記載してください。 ※６つ以上該当する機関がある場合は、利用頻度が高い機関(支援)を５つ記載してください。				
募集前、募集時、採用時	①	2					
雇用継続、職場定着時(職場復帰含む)	1	②	1	4	6		
表１	1 公共職業安定所(ハローワーク) 2 障害者就業・生活支援センター(ナカボツ) 3 (静岡県)障害者雇用推進コーディネーター、障害者職域拡大コーディネーター 4 (静岡県)ジョブコーチ 5 (高齢・障害・求職者雇用支援機構)静岡障害者職業センター 6 特別支援学校、工科短期大学等職業訓練校、各種学校 7 就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援等の障害福祉サービス事業所 8 医療機関・施設 9 その他						

※最新のデータ回答版の調査票では、設問の下に「それぞれ、「ない」か「ある」を選んでください」の注記を追加する等の修正をいたしました。